

一九世紀イギリスの売春統制 — 伝染病法の制定過程と「臣民の自由」

田村 俊行

一、伝染病法とは

一八六四年六月二一日の深夜二時頃、四人の議員により伝染病法案の第一読会の動議が起こされた。続く第二・第三読会、そして委員会においてもほとんど意見が交わされることなく、早くも七月二十九日に女王の裁可が下された。^①こののちに繰り広げられるジョゼフィン・バトラーの反対運動とは対照的に、その始まりは異様な静けさに包まれていた。本稿はこの伝染病法の制定過程と自由との関係を探るものだが、その具体的な目的は後述するとして、まずはまだあまり知られていないこの法律の概要を簡単に記しておきたい。

伝染病法とは、性病（特に梅毒と淋病）の流行が認められた陸軍守備隊駐屯地（garrison towns）と海軍軍港（naval ports）など、軍の施設が置かれた特定の地域に施行され

た公法であり、当該地域における性病の流行拡大の抑制を目的として制定された。流行を抑えるためにとられた手段は、当該地域で活動する売春婦（prostitute）を市民から寄せられた情報をもとに特定し、治安判事の命令のもとで医師の検診を受けさせるというものであった。検診は軍が認定した病院（certified hospital）でおこなわれ、その結果罹患していると診断されたものは、当該病院に最長三か月間入院しなければならなかった。入院治療費は軍の予算から捻出された。^②以上の事から伝染病法とは、国家の公衆衛生的な福利のために、ある種の身体に介入することで、軍にとつて清潔かつ効率的な売春のサイクルを構築したものであったと言える。

この伝染病法を研究対象として取り上げたのが、イギリス人女性史家のジュディス・ウォーコウイツである。^③ウォーコウイツは、ミシェル・フーコーが示した、歴史

的に構築されるセクシュアリティという考え方を自身の研究に取り入れ、^⑤一九世紀後半における男性医師と警察権力による売春統治のシステムを検証した。そして、その中でゆるやかに変容し再構築されていくセクシュアリティを描き出している。^⑥

しかし、セクシュアリティの再構築という問題の一方で、売春への統制とは必然的に、人々の自由にかかわってくる問題でもあることを忘れてはならないであろう。売春婦にとっては言うまでもなく、とりわけ彼女たちの周辺に位置していた、経済的な売春婦予備軍とも言えるお針子たちにとっても、売春への国家統制は脅威となりえたと言いうことができる。すなわち、お針子たちは低賃金ゆえにその日暮らしであり、一時的であれ雇い主から仕事が下りてこなければ経済的困窮を免れえず、場合によっては「もぐり」(clandestine)の女として売春に身を投じなければならぬということもあつた。^⑦運が悪ければ、その際に「売春婦」として国家的介入を受け、サイクルの中に巻き込まれないとも限らないのである。そもそも当時の法的な定義における売春婦とは非常に曖昧な性格を持つため、貧しい労働者たちでなくとも女という身体を持つものであれば誰であれ、売春婦というラベルを貼られる危険性があつた。^⑧また、このことから、何も規制を受けない、むしろ病気から守られる

という恩恵を受けているようにも見える自由な男たちにとつても、売春の規制が問題を孕むものであるということが言えよう。というのも、売春婦というラベルを貼られる女性は、ある男性にとつての恋人であり妻であり娘である可能性があるからである。

イギリス史の大きな流れで言えば、一八三〇年から五〇年代は政治・社会問題にかんして様々な改革が実行された「改革の時代」であつたことは言うまでもない。^⑨大波のあとにも至るところにその余波が、そしてそこから小さな新しい波が発生したのであるが、伝染病法の制定は言わばその遅れて発生した小波であり、やがて大きくなり、様々なものを巻き込んでいった。しかし、このような国家権力の介入の中にあつても、自由主義的風潮はなお息継いでいたことも今や自明のことである。以上のことを踏まえると、売春への規制という国家介入に際して、自由とはいかにあつたのかということ問わねばならないのである。

従来の研究ではこの点についてはあまり触れられず、人道主義的観点と統計を駆使した効率の議論という、一八五〇・六〇年代の陸軍行政改革に広く見られた性質を伝染病法の中に見いだすばかりである。^⑩すなわち、この改革から伝染病法の形成に至る過程において、自由主義的風潮はどのように捉えられていたのかということが論じられ

てこなかったのである。筆者のこのような問題関心より、本稿では以下のような課題について論じようと思う。すなわち、陸軍行政改革とそれ以降の過程を追うことで、売春の「問題化」が発生していることを明示し、その帰結としての法制度の形成の際に自由主義的風潮はどのように機能し、いかなる影響を及ぼしたのか、ということである。よって、次のように展開していく。まずは、イギリスにおける売春についての前提事項の確認をおこなう。次に、伝染病法制定にかなして重要な位置づけを与えられている二つの委員会を取り上げ、売春問題の認識を探る。そして、法の制定に関わった者たちのあいだでの手紙のやり取りから、売春の規制がどのように方向づけられていったのかを検証する。史料としては主に、王立委員会報告書、議会関係資料、陸軍省文書 (War Office Papers: WO)、海軍省文書 (Admiralty Papers: ADM) を用いた。

二、売春の統制と兵士のセクシュアリティ

売春の形態や売春婦の人口など、基本的な事項については多くの研究書で詳細に触れられており、また本稿の目的は売春の実態なるものを明らかにすることではないため、諸相について微に入って説明する必要はないと思われる。

よってここでは、売春への規制と兵士という、本論に深くかわってくる重要な事項を二点だけ確認することとしたい。

伝染病法以前の売春婦への介入

一点目は、売春を規制する法制度の不在についてである。一八六四年以前において売春婦の行動に干渉できる法律は三つあったとされる。浮浪者取締法¹²⁾、首都警察法¹³⁾、都市警察条項法¹⁴⁾である。これらを総称して「客引き諸法」(solicitation laws) ¹⁵⁾と云う。浮浪者取締法は治安の観点から、町でうろつく不審な人物を取り締まる目的で制定された¹⁶⁾。条文では「浮浪者」(vagrant)や「ごろつき」(vagabond)的な行為を同定し、その行為を違法のものとして罰するとしている。ここでの浮浪者・ごろつき行為というのは、占いやちよつとした仕掛けで人をだましたり、卑猥な印刷物を公然とさらしたり、建物の周りをうろついたり、慈善団体を装い集金したり、公共の場において賭け事をしたり、といったことである。首都警察法は、公共の場において住人や通行人の邪魔になるようなしつこい客引きを規制する条項を備えている¹⁷⁾。都市警察条項法では、様々な迷惑行為を規定する中で、路上で泥酔し暴れることや、警察署で暴れた場合の罰則が設けられた¹⁸⁾。これらの諸法は二〇世紀初

頭まで存続し、売春婦に影響を与え続けてきた。¹⁹しかし、この諸法はあくまで町の秩序を乱すものを取り締まる権力として機能していたのであり、売春行為そのものが権力の対象となっていた訳ではなかった。さらに、風紀紊乱を招く売春婦に対する治安判事の温情的な判決なども考慮すれば、客引き諸法の影響力は限定的であったと言わざるを得ない。²⁰

ここで、一九世紀当時において売春にかんする制度の整っていたフランスに目を向けてみると、イギリスの売春婦たちが法的に自由に活動しうる環境にあったかが分かる。²¹フランスの各都市は、行政権の許す範囲で売春婦と売春宿にかんする監督をおこなっていた。そのため各都市でその対処法の様式は異なるのであるが、たとえばパリを例に見ると、売春婦は自由意志で、もしくは売春の現場を押さえられることで強制的に、警察記録に登録された。登録された女性は、鑑札をもった自営の売春婦となるが、警察に登録されている売春宿の経営者に雇われるかを選ぶことができたが、いざ売春の世界に入る前には、強制的な性病検診を受けなければならなかった。強制登録手続きにおける質問事項の内容や強制登録前の救済条項の有無、登録削除手続きの方法などは都市によって異なっていたが、およそこの都市にも自由登録と強制登録はあった。この

ように、各都市で方法に差はあれ、売春婦はまさしく権力の管理下にあつたといえる。そして、このような警察権力による登録制度である「公認娼家制度」は、イギリスでは「フランス方式」(French system) などと呼ばれることもあつた。²²

兵士の独身主義とセクシュアリティ

二点目は、軍に所属する兵士たちはどこで、どのような売春婦とかかわっていたのかということである。そもそも、兵士も売春婦もおおよそ労働者層の出身であつたため、様々な場で関係を持つこと自体不思議なことではない。だが、このつながりを一層強くしていたのが、兵士に独身であることを求める軍の慣例である。陸軍では多くの歩兵連隊 (infantry regiments) が帝国植民地の前線に派遣されており、帝国防衛のために植民地を転々としなければならなかつた。たとえば、一八二〇年代から三〇年代にかけて、歩兵連隊は一〇三隊あつたが、そのうちのおよそ四分の三にあたる七九隊が植民地に派遣されていたのである。²³このため、軍にとって兵士の妻子は係累になりやすく、ゆえに兵士は身の軽い職業軍人 (professional bachelor army) たらんことを要求されたのである。²⁴もちろん、ひとり身であることイコール売春に向かう、とは必ずしもいかないの

であるが、売春を利用しやすい環境が整っていれば、性的欲望の捌け口となり易かったことは容易に想像できる。そしてこの環境というのが、兵士と売春婦の紐帯としてひとつの重要な場となっていた、パブリックハウスやビアハウスなのである。売春は売春宿でのみおこなわれているわけではなかった。パブなどは男性客の、それも判断の甘くなつた男性たちの多く集まる場であり、売春婦にとっては都合のよい狩り場なのであった。それだけではなく、客寄せのために売春婦を置くパブもあり、これは実質的に売春宿として機能していた。²⁶兵士とパブリックハウス、そして飲酒の關係については言うまでもないであろう。²⁷このように、軍隊生活の中で「異性間の」性的な活動を制限された兵士と、パブリックハウスなどにも進出していった売春婦の接点は強められていたのである。

しかし以上に見てきたような、法的束縛からの自由度が比較的高い売春のあり方や売春婦と兵士の關係は、クリミア戦争の結果設置された王立委員会を機に、揺さぶられることになる。

三、ふたつの委員会と売春の「問題化」

ここでは、一八五七年に設置された王立委員会と

一八六二年に設置された性病委員会において、売春や売春婦がどのような問題として見なされたのか、そしてどのような方向性が導き出されたのかを検討することを目的とする。

陸軍衛生委員会の検討

一八五四年、イギリスはクリミア戦争に参戦するも、病院での死者数が戦地での死者数を上回るという失態を犯した。²⁸指揮系統の不備、戦争参謀の不在、劣悪な衛生環境などがこの原因であると言われている。²⁹そして、このような問題を再び繰り返すことのないようにとの思いから設置されたのが、王立の陸軍衛生委員会 (Royal Commission to inquire into the regulations affecting the sanitary condition of the army, the organization of military hospitals, and the treatment of the sick and wounded) であつた。この委員会の主題は、戦時および平時における兵士の死亡率とその原因の調査であり、一見すると売春とは關係がないように思われるかもしれない。しかし、この委員会が列挙した数々の問題点の中に、兵士の不節制な生活習慣が含まれていたこと、そしてその指摘が環境決定論 (environmentalism) の立場からなされたことは、イギリスの売春統制の歴史にとって、看過すべきではない兆候な

のである。

ではまず、陸軍衛生委員会の報告書^①を見てみると、その細目は大きく四つに分類することができる。陸軍医務局の組織とその職務の確認、病院組織とその役割や物資について、軍医の待遇について、そして兵士の高い死亡率の改善策の検討である。この中の兵士の死亡率の項目を詳しく見てみると、その原因は陸軍の制度面の問題、設備面の問題、兵士の質の問題のいずれかに帰することができる^②としている。制度面の問題では、軍務の性質上、深夜の作業も多く、それが兵士の身体を弱体化させるとしている。また、軍務のあいまに適度な運動や気晴らしになる作業をおこなうといった、リフレッシュする時間が設けられていないことが心身の健康に悪影響を与えているとの指摘もなされている。設備面では、適正収容人数をはるかに超えた兵舎での生活と、それに伴う換気不足が不衛生な状態を生み出しているとしている。さらに、兵舎の給水所・洗面所・下水道の氾濫もしばしばみられたようである。

そして、兵士の質にかんする問題では、過度の飲酒と金遣いの荒さが健康を損ねていると指摘する一方、兵士のセクシュアリティにかんする次のような言及がある。

酒ではなく、かなり不節制である習慣 (intemperate and debauched habits) が兵士たちのあいだに見受け

られるのである。町なかのそれらの居住環境は、「兵士たちに」魅力的な誘惑と性的機会を提供するのである。病気はここから生じるのであるが、兵士たちは病気がかかったことを隠しがちであるし、そのため症状は激しさを増し、治りにくくなり、強力な治療が必要になってくる。兵士たちの身体にとって、「性病が」もつとも有害であることは明らかである^③。

やや婉曲的な表現が使われているが、これは明らかに町の一角にある売春宿と売春婦について言及したもので、兵士が病気（性病）にかかる環境を危惧していることを表している。

このように、兵士の周囲の環境整備を提案し、時に性を危険視することからは、「墮落した」と評価された彼らを適切な状態のもとで管理しようという姿勢がうかがえるのである。

しかし、売春や兵士のセクシュアリティにかんする内容は、実践的な改善点を記した勧告 (Recommendations) には組み込まれず、具体的な対応策は提示されないままにされたのである^④。これはおそらく、死亡率との関係で考えれば、性病の重要性がこれ以外の問題点に比べて相対的に低かったためであろう。だが、このことは必ずしも、売春問題を考える上で、この委員会の意義を減じることにはな

らない。というのも、都市の治安や個人・社会の性道徳といった社会悪 (social evil) の問題³⁶⁾としてではなく、軍の問題として、国家的に売春問題に取り組み必要性があるということを示したことが、ここでは重要だからである。そしてこのことは、陸軍省と海軍省の中に売春と兵士の性病問題についての積極的な動きを促すことになった。それが、次に検討する性病委員会である。

性病委員会委員と調査内容

性病委員会は軍内部の委員会として当時海軍省のあったサマセットハウスに設置され、一八六二年の一二月頃に報告書をまとめた。報告書には、関係者の聞き取り調査の回答も付録として添付されているが、議事録は残されていない。委員会は五名で構成されており、議長には海軍省委員会委員 (Lord of the Admiralty) のサミュエル・ホイットブレッド (Samuel Whitbread, 1830-1915)³⁷⁾ が就き、ほかの委員はジョン・リデル (Sir John Liddell, 1794-1868)³⁸⁾、トマス・ローガン (Sir Thomas Galbraith Logan, c. 1808-1896)³⁹⁾、イーヴリン・ポクリントン (Evelyn Henry Frederick Pocklington, ?-1879)⁴⁰⁾、トム・テイラー (Tom Taylor, 1817-1880) となっている。

委員会報告書を見る前に、報告書の作成にあたり実施

された調査について触れておく。調査は書簡による実態調査としておこなわれ、対象となった地域はブリテン諸島の一一の駐屯地や港であり、いずれも軍の主要な施設がある。調査内容は、性病の流行の程度や軍施設の設定状況、近隣の売春宿やパブリックハウスの状態、そして現在各隊で実施している対策と要望についてであり、いずれも各隊の指揮官 (Officers commanding the Troops) に回答を求めている。また委員会は同地域の警察署長 (Heads of the Police)⁴¹⁾ にも聴取をおこなっており、とりわけ売春婦にかんする質問項目が目立つ。

では、一一の地域の指揮官たちの意見には、売春や兵士の性病にかんしてどのような主張がみられるのであろうか。まず言えることが、いずれの指揮官も性病の広範な流行を認識しているということである。どれほど流行しているのかという問いに対する回答の様式が一樣ではないことと、性病の正確な診断は当時まだ困難であったということとを勘案すると、性病が大流行していたと単純に断定することはできないが、どうあれ現場の指揮官たちにとっては蔓延しているとの認識が強かったことは言えるであろう。

そしてこのように流行を認識していた指揮官らは、委員会に対して様々な要望を示しており、その中でも売春婦と売春宿の登録制度を要求する声は、前述のフランス方式を

思わせるものである。一人の指揮官のうち、七人がフランス方式もしくはそれに準ずる制度を提案している。^④一方、兵士向けの知的娯楽としての読書室の設置、兵舎の上水道の整備、兵士の性病定期検診と罹患者への罰則、売春婦に
とって利用しやすい性病専門病院 (Lock Hospital) の設置といった、売春行為そのものには触れない、間接的な対策を求める声もみられる。^⑤

これらの要望からは、指揮官たちが様に売春宿や売春婦に責任を負わせるフランス方式のような方針を求めているとも言えなければ、兵士だけに帰せられる問題として認識しているとも言えないということが分かる。また、ポーツマスの指揮官が売春の規制を強く訴える一方で、兵士に対してもこれまでより強く介入するような方針を提案しているように、兵士の環境整備か売春統制かといったような二項対立的な図式を単純に当てはめるわけにもいかないようである。^⑥軍の関係者たちが一樣にある方向性を目指していたというよりはむしろ、売春や性病という現実と直面し対応しなければならぬ立場にある者として、考えうる対策であれば何であれ実行しようという姿勢であったと解釈するのが妥当であろう。この資料からは、とにかく何らかの対策を打ち出してほしいという、各地の指揮官の思いを読み取ることができるのである。

性病委員会報告書の検討

以上の要望を踏まえた委員会はそのように結論付けたのか。その結論から先に言ってしまうと、委員会は売春の統制システムがもたらすとされた効果を否定し、兵士の生活環境を整備することこそが売春への直接的な規制よりも有効であるとしたのである。それでは、その論の展開を見ていこう。

まず委員会が指摘するのは、性病の流行である。一八六〇年の人的損失は陸軍の全一般兵 (every soldier) が八日間機能していないのと同程度のものであると主張したある医師の証言を例にあげ、ことの重大性を指摘している。^⑦さらに、聴取にあるような罹患者や患者数だけではなく、聴取にありえないほどの母感染や、性病のため使え物にならなくなった新兵への影響をはかり知ることではできないとしている。^⑧このような危機を挙げたうえで、委員会は二つの選択肢を紹介している。そこでまず挙げられているのが、「多くのヨーロッパ諸国と、我々の有するいくつかの植民地に存在する」方式、すなわちすべての売春婦に強制登録と定期的な性病検診を課す制度なのであるが、委員会はこの選択肢の妥当性を次のように否定した。

しかし委員会は、この制度が実践された諸外国の報告書の中からは、強制的な対策——この対策は、まだ残

されている出来る限りのことを試さないうちに、新規の、かつ問題のある原則を伴う、市民の多くにとつては不快になろうシステムを本国に取り入れるように促すものであるのだが——によって病気が減少したというような、決定的で矛盾しない証拠を発見することはできなかつた。

要は、効果そのものが期待できないのではないかという疑念に加え、売春の規制には各国の性のあり方や受け入れ側の市民の状況を勘案することが必要であり、それらの事情を踏まえると、外国での実践例を参照したところでイギリスへの導入を正当化する根拠には乏しい、ということを中心としたのである。イギリスはその植民地で売春管理の制度を実施しており、数値だけを見ればおおよそ成功を収めている地域もあつた。しかし、委員会はこの事実に触れつつも、やはり植民地で実施されている制度が本国イギリスと同様の効果を期待できるかは疑わしいとしたのである。

そして、否定された売春統制システムの代替案として提示された、引用文中の「まだ残されている出来る限りのこと」とは、聴取資料の中にも散見される、種々の環境決定論的な対策なのであつた。委員会が提示した対策を売春婦、売春宿、兵士の三つに整理してみると、まず売春婦については、自発的な性病検診を促すキャンペーンの展開を提案

している。そのために用意すべきは設備の整つた、貧しい売春婦たちにとつて快適な性病専門病院であり、さらに検診費用も税金から支出できれば、自発的な検診が促されるであろうとしている。いわば、売春婦の再教育である。

売春宿への対策については、それ自体を登録したり取り締まったりということではなく、パブリックハウスやビアハウスが店内に売春婦を置いている場合に限り、取り締まるべきであるとした。これについては前述したが、パブなどが売春婦を提供する場として一役買っていることへの危機感が表れているといえよう。ここでは、「変装した売春宿」(brothels in disguise) に過ぎないとされている。

兵士への対策は、「衛生」、「罹患報告の義務化」、「気晴らし」(occupying and amusing the men in barracks) の三点にまとめられる。まず、衛生については、軍艦と兵舎に個人で使用できる水場 (washing in private) を設置することで、兵士の品性や健康を意識させるという意図があるようである。水場の設置は低コストで済むとし、当時広まりつつあつた入浴習慣についても推奨している。しかし当然のことながら、それでも性病に感染する兵士はいるのであり、その際には早期の発見が必要になってくる。そのためにも罹患報告を義務化し、それを怠つた場合には罰を与えることが必要とされたのである。また、感染した場合

のペナルティとして、兵舎での謹慎とその間の給与支払いの停止が提案されている。

そして、兵士への対策としてだけでなく、総合的に見ても最も重視されていたのが、兵士の意識を売春から逸らすための「気晴らし」であった。次の引用は報告書本編の終盤で、委員会がその立場を鮮明に打ち出している箇所である。

賢明な士官、そして軍医たちによって広く推奨されてきた、兵舎にいる男たちを夢中にさせ楽しませる、そして彼らを兵舎の周辺に群れをなす売春へ向かわせなすための娯楽。これらを推奨することの利点について、委員会も心から同意し、それらの娯楽を取り入れることは、売春への直接的な着手よりも効果的であることを確信している。とりわけ、厳しい財政状況における対策として、高次の利害関係 (higher considerations) などには言及せずに、健康的で、潔白な対策を、そして退屈な兵舎・船内生活から兵士を解放することのできる男性向きの作業や娯楽を重視した進歩的な対策を政府に勧告するという委員会の義務の範囲内で、我々は活動していることを確信するのである。

委員会の立場は非常に鮮明ではあった。ただ、前述の聴取資料などもあわせて検討すると、その主張は極端に理想

化された環境決定論の見解であると言えよう。委員会それ自体が、端からこのような勧告を出すという前提のもとで設置されていたとも考えられる。^⑤したがって、委員会の示した提言を根拠に、軍部の大勢が環境決定論に拠っていたと主張することはできないのである。そのことを示唆するように、この報告書には別にもう一つのレポートが添付されている。それは、当時海軍医務局総監であったリデルによる反対意見書である。

リデルの反対意見書

私は報告書に署名をしたが、私見としては、報告書の結論は病気をその根源において捕えること (The arrest of the disease at its source) には触れていない。報告書が具体化したすべての提言が実行されたとしても、梅毒の減少がもたらされるであろうという期待を私は抱いていないし、以前あった類似のすべての対策のように、「多数派の勧告で提示された」諸対策はそれ自体すぐに廃れるであろう。したがって、私が思うには、梅毒の損害を抑え、そして恐らく梅毒を完全に消し去るであろう唯一の確かな手段は、強制的な検診と治療 (compulsory examination and cure) をおこなうことによって、病気を伝播させている公共の女性た

ち (public women) の健康を監督することなのである。^{⑥)}

リデルの意見書はこのように始まる。性病委員会が出した勧告に真つ向から対立しているその主張は、諸外国でおこなわれている「フランス方式」の導入を迫るものであった。そして彼は続けて、導入に堪して躊躇する軍の関係者がいることを指摘しつつ、この制度は「大陸や植民地の賢明な人々」(enlightened people of the Continent and some of our Colonies) によって長く受け入れられているものであるし、昨今は社会悪に対して注目が集まってきたのであるから、今こそが「売春婦を警察の直接の監視下におき、罹患が判明したら専門の病院へ強制的に送致することのできる」制度を形成する絶好の機会であるとして、正規の報告書に記された疑念を一蹴している。さらに、報告書の「まだ残されている出来る限りのこと」に当てつけて、「病気を保有し、それを広めることを気にも留めないこれらの不幸な女性たちを回収する権限 (power of withdrawing) なしには、他のいかなる試みも不要である」と締めくくっている。^{⑦)}

この委員会は陸軍大臣と海軍大臣の諮問という位置づけで設置されたのであるが、報告書が作成された一八六二年末以降、おそらく大臣や関係省庁・部局の官僚たちは軍部

の性病問題に関する方針の策定に乗り出したであろう。これらの詳細な動きを跡付ける史料は今のところ無いのだが、この報告書の一年後に伝染病法案が議会に提出されたことから、軍部そして政府は売春管理システム、もしくはそれに準ずるものの構築を検討していたと推論できる。しかしそうであるならば、実際に提出された法案の、そして制定された法律の内容は、売春を管理統制するような踏み込んだ内容になる可能性も充分にあったはずであるが、法律の条項を見ると、売春管理の勘所である売春宿と売春婦の登録にかなする条項はなく、そして法の執行に際しての警察官の関与も、可能な限り制限されていることが分かる。^{⑧)} すなわちそれは、イギリスにおける売春統制とは言っても、フランスに代表されるようなシステムがまさしく構築されたとは言えないということである。このことから、一八六二年の委員会から一八六四年の伝染病法の制定までの時期に、イギリスにおける売春統制システムの方向性を裏付ける何らかの動きがあったと考えられる。

次章では以上の疑問点について、法案提出者のあいだで交されていた書簡に注目する。そしてこの中に、伝染病法の方向性に大きな影響を及ぼしていたであろうものを見ることができるのである。それはすなわち、表題にも掲げた「臣民の自由」である。

四、伝染病法と「臣民の自由」

クラレンス・パジェットとモートン・ピートウ

伝染病法の法案は四人の議員により提出されたが、その中心にいたのがクラレンス・パジェット (Lord Clarence Edward Paget, 1811-1895)⁽⁶³⁾ である。パジェットは侯爵家の二男として生まれ、一二歳の誕生日を迎える前に、海軍に入隊した。二三歳で海軍中佐 (Commander) となったが、この早い昇進は父親が首相に根回しをした結果であった。順調な昇進の一方で、彼は二四歳の時（一八三五年）にその父親に連れられてドイツへ赴いている。その理由は、性病治療のためであった。⁽⁶⁴⁾ 四〇歳で海軍大将の娘と結婚し、五年後には少将 (Rear-Admiral) に昇進、そして同年の一八五七年三月に海軍の影響下にあるサンドウィッチ (Sandwich) 都市選挙区から選出された。海軍大臣の下位のポスト (First or Political Secretary to the Admiralty) に就き、下院ではサマセット公 (Edward Adolphus Stuart Maur [formerly Seymour], twelfth duke of Somerset, 1804-1885) の代弁者として海軍行政の改革の必要性を訴えた。

貴族の次男坊として確固たる地位を築いたパジェットと書簡のやり取りをしていたのが、モートン・ピートウ (Sir

Morton Peto, first baronet, 1809-1889)⁽⁶⁵⁾ である。ピートウは一四歳の時に、建築業を営んでいた叔父の徒弟となり、叔父の死後はその後を継ぎ、事業を成功させた。一八四〇年頃には鉄道敷設事業に乗り出し、イングランド東部の一大会社にまで成長させたのである。彼は労働環境改善の取り組みに強い関心を示していたが、それは人道主義的側面というよりかは、合理的な経営者としてであったようである。そして彼も、伝染病法案の提出者にその名を連ねている。

法案作成時に彼らのあいだで交わされていた手紙が、公文書館の海軍関係史料の中にわずかに残されている。手紙の経緯について述べておくと、性病委員会以降、伝染病法の草案作成が進められていたであろうことは前述した。そこから、いくつかの条項を備えた草案ができあがり、その内容について、パジェットがピートウに意見を求めたようである。⁽⁶⁶⁾ 両者ともに自由党議員である。ピートウは一八六三年と六四年の軍の予算審議の際に兵士の環境や健康問題の改善を要求する内容の発言をおこなっていることから、二人の共通点は軍の改革にあることが分かる。また、手紙の文面からも、両者はそれまでとりわけ面会などしたことはなく、この依頼が初めての接触であったことがうかがえる。一方、パジェットの依頼を受けたピート

ウは、王立医科外科協会 (Royal Medical and Chirurgical Society of London) フエローのヘンリ・ロウドン⁽²⁾ (Henry Morimer Rowdon) に、医学的な観点を踏まえた意見を求めたようである。この二人について、これ以前にどのような接点があったかは定かではない。ロウドンからの回答は一八六四年の三月四日付でピートウに宛てられており、ピートウはこれを参考にしつつ自身の見解をパジェット宛の手紙にしたためた。これは三月八日付けである。パジェットからはピートウ、もしくはロウドンに宛てられた手紙は史料集には見当たらない。以上が経緯と補足である。

それでは実際にこの手紙を利用して、法案提出前の動向を探ってみよう。注目すべき点は、売春統制システムの勘所たる警察権力による監督と、売春宿などの登録制度についての二点である。

ヘンリ・ロウドン医師の助言

さて、一八六二年三月四日付の、ヘンリ・ロウドン医師からピートウへ宛てられた手紙について見てみる。ロウドンは、売春規制の反対者たちを満足させられるような妥協点を模索することに重点を置いた見解であることを断りつつ、多くの修正点を指摘している。その修正点の中には、医師ゆえに可能である見解も多い。たとえば、手紙の内容

から察するに草案の第一・二条は、罹患している売春婦が売春行為に及ぶことを違法とし逮捕を可能とする条項であるようだが、これについてロウドンは「最も深刻である性病、すなわち梅毒〔中略〕は、〔医者が〕慎重に検診しない限り診断することは難し」く、売春婦は自身が罹患していることにすら気付いていない可能性もあるとし、「この場合にはもちろん同法違反とすることはできない」と指摘している⁽³⁾。したがってロウドンは、「その女自身の知り得る範囲で」という表現を挿し挟むことが適切であると、罹患しているのではという認識があるにもかかわらず、故意に売春行為をする者にのみ法の適用を留めるように助言している。

そして、ロウドンは、統制システムの枢要である売春の管理という問題については、以下のように言及している。

真正梅毒細菌と、深刻な淋病と、売春生活に起因するが伝染性ではない症状とを明確に判別できるのは、経験豊富な医師だけである。このことは紛れもなく以下のことを主張するものである。すなわち、いかなる巡査 (Constable) にも第二條にあるような裁量の自由を与えてはならないということである。

このように、診断の難しさを理由に、警察官の恣意的な判断による逮捕を否定したのである。また、警察官がこの制

度に関与することの危険性は、他の箇所でも指摘されている。たとえば、捜査の過程で警察官が虚偽の情報をつかまされたりする可能性や、一方で警察官自身が法の規定を利用して、特定の売春婦に便宜を図ったり、もしくははゆすりをはたらいたりするといった職権の濫用である。ロウドンによれば巡査（Police Constable）という職にあるものは、彼らの社会層すなわち労働者層の中でとりわけ優れているわけではなく、「他の労働者たちと」同様の教育を受け、同様の習慣を持つ「ゆえに、特別な権力が与えられれば恣意的に振る舞うようになるであろうと警戒したのである」。

このように、警察という職に就く者の「本質」を危険視したロウドンは、修正案として、警察官の権限を「病気の罹患が疑われる売春婦を医師の下に連行する」ことに留めたものを提案したのであった。

モートン・ピートウ議員の助言

では次に、ピートウがパジェットに宛てた、三月八日付の手紙を見てみよう。ピートウの助言内容は、ロウドンの意見を参考にしつつ、「一、悪徳」「二、必要性」「三、改善策」の項目に分けられており、その範囲は、規制をおこなうにあたっての心構えから、売春宿・売春婦への罰則について、そして法文に盛り込む用語の検討に至るまで、か

なり詳細に記されている。その構成と内容、そして引用を含む一八頁にもわたる分析は、ひとつの論文のように見えなくもない程である。彼はこの助言をおこなうにあたり、自身の社会的立場、すなわち一大企業の経営者という立場を最大限考慮して、労働者たちの管理という視点で改善点を提案するとしている。そして、売春について堂々と議論することが憚られるという議会および世間一般の風潮を嘆いており、パジェットとのこの意見交換を大いに活用したいと息巻いている。それでは、その具体的な内容を本稿の目的に即して見ていきたいと思う。

まず注目に値するのが、次の引用に見るように、売春問題を扱う上で、その「問題」として認識されている対象の明確化をおこなっていることである。

何よりもまず慎重に考えねばならないことは、あなた「パジェット」のおっしゃる悪徳（the evil）が指すものとは何かということである。あなたの法案は「海軍工廠や隣接地域におけるある伝染病の蔓延を防ぐために対策をたてることは、有益である」と説明している。よってあなたのおっしゃる悪徳に適合するのは、私の理解では売春ではなく、病気のことであります。この定義を明確に、そして強く記すことが、極めて望まれることと思われま

「悪徳」と訳されよう“evil”の第一義的な意味は「神の意に背くもの」であるが、それ自体が曖昧であるため、道徳上芳しくないかと判断された行為や事象に対して広く充てることができる。それゆえ当時の新聞の投書欄や誌面に現れる“evil”は、時と場合によって「売春」と解釈できたり、「性病」と解釈できたりするのであるが、ピートウは売春制度の構築においてはこの意味を明確にすることが肝要であるとしたのである。なぜなら、ピートウによれば、売春にかんする規制は「大衆の感情」(the public feel)に沿うものであるかどうか疑わしく、片や病気を対象にしたものであれば、規制は可能であろうと判断したからである。そしてこれ以降、彼は「売春」ではなく、「病気」を対象にすることを前提とした数々の助言をおこなうとしているのである。

警察の権限にかんするピートウの助言は、ロウドンの影響をうかがわせる内容となっている。法案に見られる「正当で合理的な、自身の判断に基づいた」(without a warrant)逮捕(令状を伴わない逮捕)という文言に注目し、次のように指摘した。

「法案で」提案されている逮捕にかんして、次のように言及すべきであろうと思います。第一に、巡査にこれほど大きな自由裁量権 (discretionary power) を与えてしまうことは、あまりにも危険であろうということ

史苑(第七二巻第二号)

であります^⑧。

この理由としては、ロウドンが指摘した、罹患している売春婦を警察官が判断することの難しさや、警察官による職権乱用の恐れがあげられている。そして、このような警察官の過度の介入は、兵士に罹患報告を義務付けることや、売春宿の経営者に売春婦の健康管理を奨励することで和らげることができるとした^⑨。

そしてピートウは、売春規制の要となる売春宿や売春婦の登録については、外の国を意識しつつ、以下のように述べている。

我々「イギリス」と同様に、最大限の寛容「売春行為」が普及しているフランス、ドイツ、ベルギー、ハンブルクそしてその他の諸国家において、売春にかんして言えば、対策は病気の広がりを防ぐためにとられております。すなわち、伝染病が頻発しているように思われる売春宿 (houses) は認定を受け (licensed)、警察と医学の監督下におかれます。そのような対策は、おそらくここ「イギリス」においては不評を買うことになりましょう。わたしは、決してその採用を推奨しません^⑩。

ピートウはこのように、大陸諸国でおこなわれている売春管理システムの採用を拒絶するのであった。草案が残され

ていない以上、パジェットの提案した制度が、フランスで実践されているような売春管理システムの構築を目指したものであったかどうかは断定できない。しかし少なくとも彼の草案は、ロウドン、ピートウによる大幅な修正を要する程の、売春それ自体に踏み込みかねないものであったとは言えるであろう。そしてそのように考えた場合、彼らのやり取りは、その売春への取り締まりという方向性を転換させる意味を持っていたと考えられるのである。

伝染病法と「臣民の自由」

一八六四年に制定された伝染病法は、これまで検討してきた助言をおおよそ踏まえたものになっている。特に、売春婦を特定し病院での検診を命じるまでの工程から、極端とも言えるほどに下級の警察官の関与が排除されていることは、象徴的である。そして売春宿・売春婦の登録も制度化されなかった。

では、伝染病法の草案にこのような修正を迫るものは何だったのか。それは、ピートウの手紙の次の文面に表れている。

ここにある唯一の問題は、必要性なのであります。無分別な性行為から発生するある種の伝染病について、法制化するための『必要性』があるのであるか。そ

してもし、そのような必要性があったとして、法制化によって、臣民の自由 (the liberty of the subject) への不当な干渉なしに、一般市民の利益という点を促進させることができるのでありましようか。あなたとのやり取りの中でこのような問題が浮上してきましたので、それについて考えてみようと思います。

さらに、市民を病気から保護することと、市民の自由を保障することとのバランスについては、次のように述べている。

しかし、このような対策を遂行するにあたって、「伝染病に対する」完璧なまでの市民の保護よりも、市民の自由 (the public liberty) に干渉しないよう最大限の注意が払われなければならないでしょう。

この「臣民の自由」に表される自由主義的な理念は、イギリスの売春統制システム構築の際に、重要な位置を占めていたと言えよう。たとえ梅毒の根源と喧伝されようとも、国家の経済的・人的損害の一因とされようとも、そして社会悪というイメージが人々の中に共有されていようとも、売春に対して国家がほしきままに介入することは叶わず、「臣民の自由」という通過点を必ず通らなければならなかったのである。そしてこれを通過した売春統制システム案は、売春そのものではなく病気を通すことによって売春婦の活

動に影響を与える、伝染病法へと変容したのである。

こうして、一八五七年の陸軍衛生委員会以降の「問題化」を背景に形成された伝染病法案は、しかるべき通過点を経て、公衆衛生の高まりや厳しい軍事財政を背景に、静かに両院を通過したのであった。⁽⁸⁶⁾

注

- (1) 以下の議事録の索引のうち "Contagious Diseases Bill" を参照。 *Parliamentary Debates*, 3rd series, vol. 175.
- (2) Contagious Diseases Prevention Act, 1864, 27 and 28 Vict., Ch. 85.
- (3) 伝染病法は限時法であり、一八六六年、一八六九年の二度（一八六八年は用語の定義の修正）にわたり改正されている (Contagious Diseases Act, 1866, 29 Vict., Ch. 35; Contagious Diseases Act, 1869, 32 and 33 Vict., Ch. 96)。改正の際には様々な修正がほどこわれているが、本稿では一八六四年の制定までを扱うので、ここでの説明は一八六四年の法律の条項に沿ったものとなっている。これ以降、「伝染病法」と表記した場合、特に断らない限り一八六四年のものを指す。また、改正の歴史については、田村俊行「ヴィクトリア朝イギリスの規制売春と反対運動——一八七〇年の下院における論戦から——」『立教史学』創刊号、二〇一〇年、一五—二八頁を参照。
- (4) 主著の Judith R. Walkowitz, *Prostitution and Victorian society: women, class and the state*, Cambridge: Cambridge University Press, 1980 は、ヨーロッパ各国語に翻訳されている。邦訳もなされているが、特に術語などについては原著を参照することが望ましい。近々三作目となる『Nights Out: Life in Cosmopolitan London, Yale University Press, Mar. 2012 が出版される予定である。
- (5) ミシェル・フーコー（渡辺守章訳）『性の歴史Ⅰ 知への意志』新潮社、一九八六年。フーコーと性科学 (sexology) / 相互作用派 (interactionist) や精神分析などの関係については、Jeffrey Weeks, *Sex, politics & society: the regulation of sexuality since 1800*, 2nd ed., London: Longman, 1989 の特に第一章を参照。また、ジェフリー・ウィークス（上野千鶴子監訳）『セクシュアリティ』河出書房新社、一九九六年も参照。
- (6) たとえば、少女の性交渉承諾年齢 (age of consent) の改正を求める一八八〇年代の運動には、伝染病法制定後の一連の動きの中で若者のセクシュアリティへの関心のあり方が変容していったことが関係しているのである (Walkowitz, *op. cit.*, pp. 246-252)。
- (7) ハンリー・メイヒュー（松村昌家、新野緑編訳）『ヴィクトリア朝ロンドンの下層社会』ミネルヴァ書房、二〇〇九年、第四、一章参照。また、当時のヨークの売春について、主に経済的な面を取り上げて論じたものに以下の研究がある。Frances Finnegan, *Poverty and prostitution: a study of Victorian prostitutes in York*, Cambridge: Cambridge University Press, 1979.
- (8) 種々の法律の条文の中に時おり現れる「公共の売春婦」

- (common prostitute) とは、公道で男性を誘惑 (solicitation) する女性のことを指し、その意味するものは曖昧にならぬをせよ (Walkowitz, *op. cit.*, p. 14)。
- (9) 村岡健次、木畑洋一編『世界歴史大系 イギリス史 ③』山川出版社、一九九一年、第三章。また、ナポレオン戦争終結を起点とし、「模索の時代」とも表される(近藤和彦編『イギリス史研究入門』山川出版社、二〇一〇年、第六章)。
- (10) *Ibid.*, pp. 74-76. 陸軍改革における人道主義については、Peter Burroughs, 'An unreformed army? 1815-1868', in David Chandler & Ian Beckett (eds.), *The Oxford illustrated history of the British army*, Oxford: Oxford University Press, 1994 を参照。
- (11) たゞせば Finnegan, *op. cit.*; Walkowitz, *op. cit.*; マーンとボニー・ブロー (香川檀ほか訳)『売春の社会史 古代オリエントから現代まで』筑摩書房、一九九一年、荻野美穂『シエンダー化される身体』勁草書房、二〇〇二年。
- (12) Vagrancy Act, 1824, 5Geo. IV, Ch. 83.
- (13) Metropolitan Police Act, 1839, 2 and 3 Vict., Ch. 47. これは、つむゆる「新警察」創設の際の首都警察法 (Metropolitan Police Act, 1829, 10 Geo. IV, Ch. 44) ではなく、州警察法 (County Police Act, 2 and 3 Vict., Ch. 93) である。紛らわしくするため注記しておく。
- (14) Town Police Clauses Act, 1847, 10 and 11 Vict., Ch. 89.
- (15) Julia A. Laite, 'Taking Nellie Johnson's fingerprints: prostitutes and legal identity in early twentieth-century London', *History Workshop Journal*, vol. 65, 2008, pp. 98, 99.
- (16) Vagrancy Act, section 3-5.
- (17) Metropolitan Police Act section 54.
- (18) Town Police Clauses Act, section 29.
- (19) Laite, *op. cit.*, p. 99.
- (20) Paula Bartley, *Prostitution: prevention and reform in England, 1860-1914*, London: Routledge, 2000, pp. 161-167. また、ロンドン郊外のキューの公文書館に収められている内務省文書 (HO 45/6628) から、これらの法律と温情的な判決、さらには売春婦に対する警察の無関心などいもうかがえるのである。
- (21) もちろん、売春婦への介入は公的機関によるものばかりではなかった。売春婦の更生を目的とするヴォランタリ団体もあり、また、大学が売春婦に介入する権限を有することもあった。これらについては Bartley, *op. cit.*; Philip Howell, 'A private Contagious Diseases Acts: prostitution and public space in Victorian Cambridge', *Journal of Historical Geography*, vol. 26, 2000, pp. 376-402 を参照。
- (22) フランスについては、アラン・コルマン (杉村和子監訳)『娼婦』藤原書店、一九九一年を参照。
- (23) *Times*, 31 Aug. 1863; 'The street plague', 4 Sept. 1863.
- (24) Burroughs, *op. cit.*, pp. 164, 176.
- (25) Walkowitz, *op. cit.*, pp. 73-77.
- (26) Finnegan, *op. cit.*, pp. 145-149.
- (27) Burroughs, *op. cit.*, p. 170.
- (28) しかしこのことが、「ランブの貴婦人」を生みだし、その陸軍行政改革にナイチンゲール (Florence Nightingale, 1820-1910) が深く関わるきっかけを作ったとも言えるのである (セシル・ウーダム・スミス (武山満智子ほか訳)『フ

ロレンス・ナイチンゲールの生涯 上』現代社、一九八一年、三五三―三五六頁。

(29) エイザ・ブリッグズ(村岡健次、河村貞枝訳)『ヴィクトリア朝の人びと』シネルヴァ書房、一九八八年、九九―一〇一頁。

(30) ここで言う環境決定論とはたとえば、「下層労働者たちは生来的に怠惰である」といった本質主義に依存して方針を決定するのではなく、当該人物の置かれている生活環境をより重視する立場である。この理論にしたがえば、怠惰で、飲酒や性的放蕩に耽るような人物であれ、環境を整えることで真つ当な人物に育て上げることができるのである(Walkowitz, *op. cit.*, p. 73)。一九世紀中葉の陸軍改革の中では主に、兵舎の計画的設計や知的娯楽施設の提供といった方針の中に環境決定論が見られる。ただし環境決定論は、再教育を施すことによつて「生来的な」本質を「適切な」方向性に矯正することを主張したものであり、本質主義的見解から必ずしも脱却したわけではない。

(31) *Report of the commissioners appointed to inquire into the regulations affecting the sanitary condition of the army, the organization of military hospitals, and the treatment of the sick and wounded: with evidence and appendix*, London: H.M.S.O., 1858.

(32) *Ibid.*, pp. iii-v.

(33) *Ibid.*, p. xiii.

(34) *Ibid.*, p. xv. 引用中の「」は筆者による補足。これより以下も同様。

(35) *Ibid.*, pp. lxxvi-lxxxii. 報告書には、王立委員会がおこなった聞き取り調査の記録 (minutes of evidence) が添付され

ているが、そこには至るところに兵士と性病の問題への言及が見られるのである (*Ibid.*, pp. 60, 62, 141, 156, 217, 225, 239, 294, 295)。

(36) 一九世紀の前半において、売春にかんずるどのような著作が出版されていたのかについては、『ウェストミンスター・レビュー』(*Westminster Review*) に書かれたグレッグの記事が参考になるであろう (W. R. Greg[probably], 'Prostitution', *Westminster Review*, vol. 53, July 1850, pp. 448-506)。

(37) 当然のことながら、これ以前にも兵士の性病問題は主に軍医などのあいだで問題としてみなされていたが、兵士の怠惰な本質という観点が、包括的な対策に乗り出すのを遅らせていたのではないか。また、軍の組織的な問題も遅滞の要因として考えられる (Burroughs, *op. cit.*, pp. 169, 170)。

(38) WO 33/12: Report of the committee upon venereal disease in army and navy, 1862, National Archives, Kew. 以下、WO 33/12を略記。

(39) ホイットブレッド家は一八世紀から代々政治家を輩出している家柄であり、二代目のホイットブレッド (Samuel Whitbread, 1764-1815) はフォックス (Charles James Fox, 1749-1806) と親交が深かった。その孫の「*ジョー*」で取り上げている四代目ホイットブレッドは議会よりも地元での活動に精力的であり、その範囲は刑期を終えた囚人の社会復帰支援活動から地域のインフラ整備にまで及んでいる。また、彼の祖父の代から続くビール醸造会社は、今やホテルのプレミア・インやコーヒーショップのコスタなどを所有する企業にまで成長している (<http://www.whitbread.co.uk>)。

ホイットブレッドについては『*Oxford Dictionary of National Biography*, "Samuel Whitbread" (1720-1796), "Samuel Whitbread" (1764-1815) (以下 *ODNB* と略記) ; *British Medical Journal*, 16 July 1898, p. 140; *Times*, 27, 28 Dec. 1915 (以下 *BMJ* と略記) を参照。

(40) 一八五五年に海軍医務局総監 (Director-General of the Medical Department of the Royal Navy) に任命されたリデルは、疫学や衛生学への関心が強く、学会などでは病院における換気 (ventilation) の重要性を訴えていた。軍医の質と専門性の向上についても強く訴え、病気のどの専門病院の設立を推奨した。クリミア戦争後の医務局は、旧制度の改革を主張する人物が多く総監になっているが、リデルもそのうちの一人であると言える。リデルについては『*ODNB*, "Sir John Liddell"; *BMJ*, 9 July 1842, pp. 273, 274; 31 Dec. 1842, p. 278; 25 Mar. 1853, p. 263; 4 June 1859, p. 451; 28 July 1860, pp. 582-584 を参照。

(41) ローガンはクリミア戦争で活躍した外科医であり、一八六七年には陸軍医務局総監 (Director-General of the Army Medical Department) となり、その就任前から改革者として期待されていた。ローガンについては『*BMJ*, 6 Apr. 1867, p.389; 11 Apr. 1874, p. 500; 12 May 1883, p. 936; 20 June 1896, p. 1536 を参照。

(42) この当時ポクリントンには陸軍主計副総監 (Deputy Quartermaster-General) であったが、のちに士官学校の責任者である陸軍教育総監 (Director-General of Military Education) に任命された。ポクリントンについては『*Times*, 10 July; *London Gazette*, 17 Jan. 1865 を参照。

(43) 劇作家として新聞や雑誌などに記事を投稿していたテイラーは、一方で衛生の分野でも活躍し、一八五四年から保健局 (Board of Health) に所属していた。テイラーについては『*ODNB*, "Tom Taylor"; *BMJ*, 9 Sept. 1871, pp. 309, 310; 21 Aug. 1880, p. 290; *Punch*, 24 July 1880 を参照。

(44) ポーツマス (Portsmouth)・デヴォンポート (Devonport)・ウリッジ (Woolwich)・チャタム (Chatham)・ショーンクリフ (Shorncliffe)・オールダシヨット (Aldershot)・アバディーン (Aberdeen)・エディンバラ (Edinburgh)・スターリング (Stirling)・カラ (Carragh and Newbridge)・コーク (Cork)。ただし、コークの回答には欠落が多い。また、これとは別に、当時イギリスの支配下にあったマルタ島についても調査がおこなわれた。ここでは売春にかんする制度が実施されていたため、その方法と効果についての回答を得ている。

(45) *WO 33/12*, pp. 7-14.

(46) *Ibid.*, pp. 20-22. たとえば、売春婦は病院へ行き、性病の検診をしているのか、そしてそれは自発的な行為であるのか、などである。

(47) *Ibid.*, p.7.

(48) 以下の七地域である。デヴォンポート、ウリッジ、チャタム、ショーンクリフ、エディンバラ、スターリング、カラ (*Ibid.*, pp. 10, 11)。

(49) たとえば、ポーツマス、オールダシヨット、アバディーン (*Ibid.*)。

(50) ポーツマスの指揮官は、質問項目の「提案」では売春管理に触れていないが、それ以外の箇所では兵士の管理の必要

性などに触れている (*Ibid.*, pp. 7, 8, 10)。

- (51) *Ibid.*, p. 1.
- (52) *Ibid.*, p. 2.
- (53) *Ibid.*, p. 3.
- (54) この植民地とは、マルタと香港である (*Ibid.*, pp. 2, 3)。
またこのような主張からは、ヨーロッパ諸国を他者とする
ことでイギリスを相対化し、セクシュアリティの英国性を
唱えようとしているようにもみえる。「フランス方式」とい
う用語の使用も、その観点から考えることができよう。
- (55) *Ibid.* ところで、あわよくば定期検診 (periodical medical
inspection) の勧誘もおこないたいとしている。
- (56) *Ibid.*, p. 4.
- (57) *Ibid.*
- (58) *Ibid.*
- (59) フロレンス・ナイチンゲールがこの委員会の創設に関与
していたと言われている (Walkowitz, *op. cit.*, pp. 75, 76; ウー
ダム・スミス、前掲書、一二九—一三二頁)。
- (60) WO 33/12, p. 5.
- (61) *Ibid.*
- (62) たとえば、巡査には売春婦を特定する権限は与えられず、
その特定は市民からの情報提供に一任されている。関係書
類の発行も、警部 (Inspector) がおこなうものとなっている。
売春婦と疑われた女に巡査が接触できるのは、治安判事か
らの書類を送達する時と、女を病院に連行する時だけなの
である (Contagious Diseases Act, section, 11-15)。
- (63) “シム・ヘットにたいしては以下。ODNB, “Lord Clarence
Edward Paget”.

史苑 (第七二卷第二号)

(64) ドイツはフランスと並び称されるほど一九世紀当時、売
春制度が整備されていた国であり、性病の研究も進んで
いた。ドイツの売春規制については、ブローロー、前掲書、
三〇二—三〇七頁を参照。そのほかに、一九世紀末からエ
トラー時代までを扱ったものとして、川越修『性に病む社
会』ドイツ ある近代の軌跡』山川出版社、一九九五年が
ある。ちなみに、性病治療の研究で知られるフランスのフィ
リップ・リニール (Philippe Ricord, 1800-1889) が、その
研究成果である『性病についての検疫論』を出版したのは
一八三八年のことである。

(65) 一八四七年にも同選挙区から選出されており、五年間議
席を保持していた。

- (66) ピートウについては以下を参照。ODNB, “Sir (Samuel)
Morton Peto, first baronet”.
- (67) ADM 7/623: Venereal Disease Case N 162, 1864, National
Archives, Kew. コムには、一八六四年の伝染病法にかんず
る書簡や未刊行報告書、刊行パンフレットなどが収められ
ている。以下この史料集をADM 7/623と略記。なお、今
回利用する手紙にはいずれも頁数が記されているので、典
拠の際にはあわせてこれを記す。
- (68) これについてはピートウがその手紙の中で言及している
(ADM 7/623: Letter from Peto to Paget, 8 Mar. 1864, p. 1)。
ただし、その草案自体はこの史料集には収められていない。
- (69) *Parliamentary Debates*, 3rd series, vol. 169, 16 Mar. 1863, pp.
1544, 1545; vol. 173, 25 Feb. 1864, pp. 1142-1144.
- (70) ロウマンにたいしては以下。Royal Medical and Chirurgical Society
of London (ed.), *Medico-Chirurgical Transactions*, 2nd

- series, vol. 14, London: Longman, 1849; *London Gazette*, 14 June 1867 を参照。
- (71) ADM 7/623: Letter from Rowdon to Peto, p. 2.
- (72) *Ibid.*, p. 3.
- (73) *Ibid.*, pp. 3-4.
- (74) *Ibid.*, p. 5.
- (75) これについては、以下の文面がもっともよく彼の助言の性格を表しているように思われる。「軍に雇われている者という観点から言えば、兵士の時間と業務とは当然、国家のためのものであり、国家に報いるべきものである」「したがって国家は兵士に対して、「中略」健康な状態、すなわち軍務に適した状態を強制する権利を有する」「我々は国家に奉仕する男性たちを保護せねばならないのである」(ADM 7/623: Letter from Peto to Paget, pp. 8, 17)。
- (76) *Ibid.*, p. 2.
- (77) *Ibid.*, p. 3. 引用にある傍線は、原文の下線。以下同じ。
- (78) *Oxford English Dictionary*, "evil".
- (79) このような判断の背景には、伝染病(性病ではない)の拡散防止の観点からワクチン接種を強制した法律(Common Lodging House Act, 16and 17Vict., Ch. 41)があった (ADM 7/623: Letter from Peto to Paget, pp. 3, 4)。
- (80) *Ibid.*, p. 10.
- (81) *Ibid.*, p. 11. ピートウはこの助言をするにあたり、性病委員会 の報告書を参照している。
- (82) *Ibid.*, p. 14.
- (83) ただし、性病に罹患していることを知りながら売春をさせていた売春宿の経営者に対する罰則は設けられた
- (84) *Contagious Diseases Act* section 18)。
- (85) ADM 7/623: Letter from Peto to Paget, p. 4. 二重鉤括弧は原文ではダブルクォーテーション。
- (86) *Ibid.*, p. 10.
- (87) この伝染病法がこののちに大きな波乱を巻き起こしたということについては冒頭で簡単に触れた。この動きを追ったものとして、ウオーコウイツツの研究のほか以下のもがある。Paul McHugh, *Prostitution and Victorian social reform*, London: Croom Helm, 1980.
- (本学大学院文学研究科史学専攻博士課程後期課程)